

税務かわら版

Vol. 8 平成20年春号



税理士 村野憲一事務所

〒104-0061

東京都中央区銀座1-22-12

藤和銀座一丁目ビル8階

TEL 03-3561-3824

<http://www.murano-tax.com>

担当 長須賀

陽春の候、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

今回のトピック「役員給与の規定の改正」

会社の役員に対する給与について、一昨年の会社法改正に伴い、法人税法でも改正があったことはご承知の通りですが、昨年も使い勝手を改善する方向で補足的な改正がありました。以下、昨年の改正（19年4月以降に開始する事業年度について適用。）をふまえ、役員給与の規定についてご案内致します。

新会社法で、役員報酬と役員賞与が職務の対価として一本化されたことを受け、法人税法では、両者を「役員給与」として一本化し、定期的に受ける報酬については、事業年度の途中に金額を変更することについて一定の制限が課されることとなった一方（下記(1)に該当）、従来は損金として認められなかった役員賞与についても一定の条件のもと損金算入が認められることとなりました（下記(2)に該当）。具体的には、下記の(1)～(3)に該当する役員給与に限定して、損金算入ができると定められています。なお、(1)～(3)に該当する給与であっても、従来通り不相当に高額と認められる部分の金額は損金算入ができません。

(1) 定期同額給与

毎月、同額を支給する給与をいいます。但し、一定の場合には事業年度中の金額の変更が認められています。下記は、3月決算法人につき変更した場合の具体例です。

①事業年度開始から3ヶ月以内に変更する場合

（会社の株主総会がその期間に行われ、変更がある場合はここで決定することを想定しています。）

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

期首4月1日 変更の決議 ▲ 6月30日

期末3月31日

②事業年度中に職制上の地位の変更等があった場合

（経営状況が著しく悪化した場合は減額が認められます）

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

期首4月1日

地位の変更等 ▲ 10月31日

期末3月31日

(2) 事前確定届出給与

(1)と(3)以外の給与で、所定の時期に確定額を支給する旨の定めに基づいて支給する給与で、届出期限までに税務署への届出がなされている給与をいいます。

届出期限は、株主総会等で決議をした日から1ヶ月以内か、事業年度開始の日から4ヶ月以内のいずれか早い日までとされます。一度届け出ますと、支給者、支給時期、支給金額について届出の通りに支給しなければなりません（変更は職制上の地位の変更等または経営状況が著しく悪化した場合以外は認められません。）。

(3) 利益連動給与

この規定は主に大企業（正確には同族会社以外の企業）のみに適用があるものですので具体的な説明を省略致します。

以上